

(電子メール施行)  
環整第1286号  
平成27年12月21日

一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について (通知)

平素から本県の廃棄物行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり平成27年12月21日付け環廃対発第1512211号及び環廃産発第1512212号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から通知がありましたのでお知らせします。

貴協会におかれましても、下記事項に留意の上、本事案の会員への情報提供についてご配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

<改正の概要>

1 特別管理産業廃棄物への指定

次の①から③に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)が新たに特別管理産業廃棄物に指定されることとなった。

① 次表に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

- ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 2 特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加
- ① 特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等について、一般的な処理基準に加え、以下の基準が設けられることとなった。
- ア 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- イ 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること。
- ② 特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の積替え又は保管に当たっては、一般的な積替え又は保管基準に加え、以下の基準が設けられることとなった。
- ア 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること。
- イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- 3 その他の留意事項
- 現に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を改正政令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となる。

改正内容の詳細は、別添の環境省からの通知文をご覧ください。

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課  
循環型社会推進班 加茂  
TEL : 078-341-7711 (内線 3350)  
FAX : 078-362-4189  
E-mail : kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp